**第4期大阪府地域福祉支援計画変更（案）新旧対照表　ヤングケアラーへの支援や孤立・孤独対策の推進**

資料４

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 見直し箇所 | 現行 | 変更案 | 変更の考え方 |
| 1 | 第３章　地域福祉の推進方策2.地域福祉を推進する具体的施策 | (１)地域福祉のセーフティネットの拡充②生活困窮者への支援や、ひきこもり・自殺対策等の充実《現状と課題》Ｐ23 | ▽　平成27年度の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもり推計（略）支援ネットワークの構築が必要です。 | ▽　平成27年度の内閣府調査を基にした大阪府のひきこもり推計（略）支援ネットワークの構築が必要です。▽　本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーについては、本人が家族の状況を知られたくない場合ややりがいを感じている場合等、様々な状況にあることや、社会的認知度が低いことから、支援が必要な子どもに気づくことが難しいと考えられます。このため、社会的認知度の向上を図るとともに、福祉・介護・医療・教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して、本人や家族を適切な支援につなげなければいけません。▽　人口減少や少子高齢化、家族形態の変化が進み、人と人の関係性やつながりが希薄化してきたことで、人々が「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へと変化してきたと考えられます。孤独・孤立にいたる背景や当事者がおかれている状況は多岐にわたり、また、孤独・孤立の感じ方・捉え方は人によって多様です。孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族も含めて支援していくには、様々な支援の存在を周知するとともに、地域において住民や自治会、社会福祉施設、市町村社協、隣保館（※）、企業、商店街、NPOなど地域の多様な主体と連携して、つながりの活動を展開していくことが重要です。 | ・令和３年3月に厚生労働省及び文部科学省が連携し、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げた。令和3年5月にとりまとめ報告・今後取り組むべき施策として、「早期発見・把握」、「支援策の推進」、「社会的認知度の向上」の取組を推進することとなった。・令和３年６月に「経済財政運営と改革の基本方針2021」で、孤独・孤立対策として官・民一体の取組を推進していくことを閣議決定・令和3年12月に重点計画が決定 |
|  |  | 《第4期に向けた具体的取組》Ｐ24 | 新規 | （様々な課題などの対応）▼　ひきこもりやヤングケアラー、孤独・孤立等の様々な課題を抱える方・世帯への支援については、その課題に応じて地域の多様な社会資源が協働し、分野横断的に切れ目なく支援できる体制が構築されるよう市町村に働きかけます。▼　ひきこもりについては（略）機能強化に向けた支援を行います。▼　ヤングケアラーについては、地域住民等をはじめ、福祉・教育の関係機関等への意識醸成や研修の実施、支援体制の構築等により支援の充実を図ります。 |  |